



新潟小学校いじめ防止に関する全体計画

教育目標 **たくましく美しく 挑む力 やり抜く力 認め合う心 支え合う心**

～「いじめ」を生まない人間関係・学校風土づくり～

児童の自律性・社会性を育てる。

- いじめを決して許さない心を育てる。
- 自他の生命を大切にする心を育てる。
- 人の痛みを感じる心を育てる。
- 個性の違いを認める心を育てる。
- 自己有用感を高め、自尊感情を育む。
- 規範意識を高める。

全教職員が一致協力した指導体制をつくる。

- 校内指導体制を確立する。
- 道徳教育を充実させる。
- 教師間の連携を強化する。
- 危機管理意識の浸透を図る。
- 生徒指導を充実させる。
- 家庭、地域との連携を図る。

教師の指導力を磨く。

- 子どもを必ず守る意識を浸透する。
- 教師のいじめ認識・人権感覚を磨く。
- 子どもの小さな変化を見逃さない。
- いじめに対する指導力向上を図る。
- 家庭、地域との連携を図る。
- 学習指導の工夫と改善を図る。

未然防止・早期発見に努め、適切な緊急対応・早期対応を行う

未然防止・早期発見のために

【自立を促す生徒指導】

〈自律性の育成〉	〈社会性の育成〉
<ul style="list-style-type: none"> ・児童を多面的に理解し、教師との信頼関係を築く。 ・全ての教育活動において、4つの視点を意識して指導にあたる。 ・全職員が当事者意識をもち、組織的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会での縦割り班活動 ・ペア学年での活動 ・新潟まつりなどの地域行事への積極的な参加

※「4つの視点」新潟小学校いじめ防止基本方針参照

【学校生活全体】

<ul style="list-style-type: none"> ・学校長の講話 ・月別生活目標の取組 ・学習規律の徹底 ・縦割り清掃班活動 ・ノーチャイムの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会での縦割り班活動 ・ペア学年での活動 ・新潟まつりなどの地域行事への積極的な参加
--	--

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく指導
- ・いじめ対策委員会
- ・定期的なアンケートと教育相談の実施
- ・いじめに関する道徳授業の実施
- ・養護教諭との連携
- ・職員終会での情報共有と連携
- ・スクールカウンセラーとの連携

指導・援助の基本姿勢

- ①最悪結果(自殺)の防止
- ②絶対に許されぬことの認識
- ③人権侵害としての取組
- ④被害児童の保護を最優先
- ⑤心理的事実の傾聴・共感
- ⑥加害児童への責任ある指導
- ⑦集団全体を見据えた対応
- ⑧学校全体で取り組む姿勢

事実把握の観点

- ①被害の態様
- ②被害状況(時・場所・数等)
- ③集団構造
(被害・加害・傍観・観衆)
- ④いじめの動機・背景
- ⑤被害児童の状況(心情等)
- ⑥加害児童の状況(心情等)
- ⑦保護者・他教師等の状況把握
- ⑧他の問題との関連等

被害児童への支援

- ①守ってもらえる実感
 - ・辛さを傾聴する面接
 - ・被害防止対策の強化
 - ・級友や他教師の援助
- ②目に見える対応
 - ・休み時間の見守り実施
 - ・加害児童への指導
- ③人間関係の改善
- ④その他不安解決の援助

加害児童への指導

- 心理的責任を果たさせる
 - ・事実関係等の確認
 - ・自己の行動への気付き
 - ・相手への共感と謝罪
 - ・相手の不利益の回復

保護者との連携

- ①保護者の心情の理解
 - ・保護者の訴えを傾聴
 - ・学校の非は率直に謝罪
- ②緊密な連携体制の確立
- ③本人の支援方法の助言

学級全体への指導

- 指導の姿勢…絶対に許せぬ行為
指導の手順…被害・加害児童以外
- ①傍観・観衆する立場にあった児童へ事実の確認
 - ②学級・学年全体指導→(必要に応じて学校全体指導)

地域との連携

- ・キッズスクール、セーフティスタッフ、ひまわりクラブ、ゆいぽーと、青少年健全育成協議会、校区交通安全推進協議会、民生委員との連携
- ・学校運営協議会、学校保健委員会、学校医相談の充実

いじめの情報

日常の観察・本人の訴え・教育相談・周りの子の通告・保護者からの連絡

いじめに関するアンケート
※原則として、複数の目で即日チェック

情報を得た教職員・学級担任

生活指導主任

学年主任

学級担任

教頭

いじめ対策委員会

- 即日開催
- ・調査(事実確認の把握)
- ・指導(支援)方針の決定
- ※教頭、生活指導主任、教務主任、子ども支援、当該学年主任、学級担任

重大事態でない場合

校内での指導・対応・支援

保護者へ連絡連絡

必要な教職員
情報共有、共通理解

一定程度の解消

指導・支援・見守りの継続
(3か月以上)

解消

重大事態・重大事態につながる事が予想される場合・解決が難しい場合

拡大いじめ対策委員会

- ・調査(事実確認の把握)
- ・指導(支援)方針の決定
- ※校長、教頭、生活指導主任、教務主任、子ども支援、当該学年主任、該当学年の担任一同、必要に応じて他の教職員

市教委生徒指導班へ連絡

- ・速報
- ・事故報告

関係機関との連携

教育相談センター 教育委員会特別支援教育課 児童相談所
中央警察署 市教委 SST・SSW 寄居中学校区いじめ防止連絡協議会